

修 学 の 手 引

＝令和 7 （2025）年度入学＝

鹿児島大学大学院
人文社会科学研究科
地域政策科学専攻
（博士後期課程）

人文社会科学研究科の教育目標及び方針

I. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科は、全学の学位授与の方針及び人文社会科学研究科の教育目標に鑑み、以下に示す方針に基づいて、学位を授与します。

博士後期課程においては、以下に挙げる能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与します。

1. 高い研究倫理と高度な人文社会科学分野の専門的な知識に基づいて独創的な研究を行うことができる能力
2. 既存の学問分野の枠組みを超えた広い視野から、地域の抱える社会的・文化的問題に指導的な立場に立って取り組み、解決できる能力

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科は、全学の教育課程編成・実施の方針及び人文社会科学研究科の教育目標に掲げる人材を育成するために、以下に示す方針に基づいて、教育課程（カリキュラム）を編成のうえ、実施します。

1. 進学から学位取得に至るまで系統性のある教育課程を編成
 - ① 博士後期課程においては、研究倫理に則り、人文社会科学分野の専門的な知識と方法を体系的に学ぶために、専門分野ごとの演習・講義等を開設します。また、博士論文を計画的に作成していくために、論文指導に関する授業科目を開設します。
 - ② 博士後期課程においては、地域経営・地域政策的視点を身につけたリーダー、地域文化の担い手や島嶼地域の諸問題に対処できる人材を養成するための科目を開設するとともに、学生が課題設定し主体的に解決方法を研究するための「プロジェクト研究型」授業科目を開設します。また、指導教員・副指導教員を中心とした複数指導体制により、学位請求論文の質的向上をはかります。
2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施
学位授与の方針に掲げる能力を育成するために、各科目の目的・目標に応じた方法による教育活動を行います。
3. 厳格な成績評価の実現
各科目において教育・学修目標と評価基準を明確に示し、厳格な成績評価を行います。

III. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

＜人文社会科学研究科の教育目標＞

人文社会科学研究科は、鹿児島大学大学院唯一の人文社会科学系分野の研究科として、人文社会科学の高度な専門知識と研究能力を身につけた人材の育成を目指します。そのために次の教育目標を掲げます。

1. 人文社会科学分野の高度な専門知識と技能を身につけ、諸課題を発見・探究・解決する能力を育みます。
2. 高い研究倫理を身につけ、自他を客観的に省察し研究を遂行する態度を養います。
3. 人文社会科学分野の専門的な知識と技能を活かして、地域の社会と文化の発展に貢献できる能力を育みます。
4. グローバルな視野をもち、国際社会の発展に貢献できる能力を育みます。

＜入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）＞

1. 求める人材像

人文社会科学研究科は、教育目標に定める人材を育成するため、次のような学生を求めています。

- ・修士としての確かな学力と、人文社会科学に関する基礎的教養を有する人
- ・専攻する専門分野についての体系的な知識と技能を有する人
- ・主体的に学ぶ態度を身につけ、専攻する専門分野に関連する諸問題に関心を持つ人
- ・専攻する専門分野について自ら課題を発見・探究・解決しようとする意欲に満ちた人
- ・地域の社会や文化について深く理解し、地域に貢献できる能力を身につけたい人
- ・グローバルな視野をもち、国際社会に貢献できる能力を身につけたい人

2. 入学前に身につけておいて欲しいこと

- ・人文社会科学に関する基礎的教養
- ・専攻する学問分野についての体系的な知識と深い関心
- ・専門的な文献の内容を的確に理解する能力
- ・自己の見解や研究成果などを文章や口頭によって適切に表現できる力

3. 入学者選抜の基本方針

このような学生を適正に選抜するために、Ⅰ期入試では、一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜を実施し、Ⅱ期入試では一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、進学者選考を行います。また、指定校推薦入試（10月入学）により外国人留学生特別選抜を行います。

- ・一般選抜、社会人特別選抜、進学者選考では、学力検査（論文審査・小論文の筆記試験）及び口述試験によって、人文社会科学に関する基礎的教養や専攻する専門分野についての体系的な知識と技能、主体的に学ぶ態度、専攻する専門分野に関連する諸問題への関心、専攻する専門分野について自ら課題を発見・探究・解決しようとする意欲、地域の社会や文化について深く理解し地域に貢献できる能力やグローバルな視野をもち国際社会に貢献できる能力を身につける意欲を評価する。これらの学力検査及び口述試験の評価結果に基づく総合的判断により、「求める人材像」に適合する者を選抜する。
- ・外国人留学生特別選抜では、学力検査（論文審査・日本語の筆記試験）及び口述試験によって、人文社会科学に関する基礎的教養や日本語能力、専攻する専門分野についての体系的な知識と技能、主体的に学ぶ態度、専攻する専門分野に関連する諸問題への関心、専攻する専門分野について自ら課題を発見・探究・解決しようとする意欲、地域の社会や文化について深く理解し地域に貢献できる能力やグローバルな視野をもち国際社会に貢献できる能力を身につける意欲を評価する。これらの学力検査及び口述試験の評価結果に基づく総合的判断により、「求める人材像」に適合する者を選抜する。
- ・指定校推薦入試では、面接と学業証明書等によって、人文社会科学に関する基礎的教養や日本語能力、専攻する専門分野についての体系的な知識と技能、主体的に学ぶ態度、専攻する専門分野に関連する諸問題への関心、専攻する専門分野について自ら課題を発見・探究・解決しようとする意欲、地域の社会や文化について深く理解し地域に貢献できる能力やグローバルな視野をもち国際社会に貢献できる能力を身につける意欲を評価する。これらの評価結果に基づく総合的判断により、「求める人材像」に適合する者を選抜する。

地域政策科学専攻（博士後期課程）の教育の目標及び方針

1. 地域政策科学専攻（博士後期課程）の教育目標

地域政策科学専攻は、自立して研究活動を行うに足る研究能力及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を教育目標にしている。

また、地域の抱える社会的、文化的問題を自ら発見し、解決する能力を備え、既存の学問の枠組みを超えた広い視野からこれらの問題に取り組み解決する能力を有する人材の養成を教育目標にしている。

2. 地域政策科学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- 1) 研究者として自立して研究活動を行うに足る研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけている。
- 2) 専門家として地域の抱える社会的・文化的問題を発見し、解決する能力及び既存の学問分野の枠組みを超えた広い視野からこれらの問題に取り組み解決する能力を身につけている。

3. 地域政策科学専攻の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 地域経営・地域政策的視点を身につけたリーダー、地域文化の中核的な担い手や島嶼地域の諸問題に対処できる人材を養成するための必修科目を開設する。
- 2) 地域の諸問題についての解決方法を学修するための「プロジェクト型」授業科目を開設し、研究成果の発表の場として、年1回の公開報告会を開催する。
- 3) 職業を有する社会人を積極的に受け入れるために、夜間主大学院の制度を取る。
- 4) 学位請求論文の質的向上をはかるために、指導教員を中心とした複数指導体制を取る。

4. 地域政策科学専攻の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）

①地域政策科学専攻の求める人材像

- 1) 人文社会科学の基礎的教養を習得している人
- 2) 専攻する学問分野についての体系的な知識を習得している人
- 3) 地域社会が抱える諸問題に関心を持ち、その解決と地域社会の活性化のために高度な専門知識を身につけたい人

②入学前に身につけておいて欲しいこと

- 1) 人文社会科学の各専門分野における基礎的な教養や論理展開力
- 2) 専攻する学問分野についての体系的な知識
- 3) 地域の諸問題に関心を持ち、それぞれの研究分野の立場から問題を発見する能力
- 4) それぞれの研究分野における調査・研究能力
- 5) 外国人留学生においては、論理的かつ的確に表現することができる日本語能力

③入学選抜の基本方針

I期入試では、一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜を実施し、II期入試では一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、進学者選考を行う。また、別途、指定校推薦入試（10月入学）により外国人留学生特別選抜を行う。

- 1) 一般選抜、社会人特別選抜、進学者選考
学力検査（論文審査・小論文の筆記試験）、口述試験、及び学業成績証明書等の書類に基づき、これらを総合して選抜する。
- 2) I期・II期の外国人留学生特別選抜
学力検査（論文審査・日本語の筆記試験）、口述試験、及び学業成績証明書等の書類に基づき、これらを総合して選抜する。
- 3) 指定校推薦入試
面接と学業証明書等を総合して判断する。

目 次

人文社会科学研究科の教育目標及び方針	1 ～ 2
地域政策科学専攻（博士後期課程）の教育の目標及び方針	3
凡 例	5

履修・学位関係

1. 令和7年度行事予定表・授業時間割	4月入学生用	9
令和7年度行事予定表・授業時間割	10月入学生用	10
2. 履修コース	(1) 概要	11
	(2) コース所属教員	12
3. 開設授業科目及び単位数		13
4. 履修の手引き		14
5. コースカリキュラム一覧		15
6. 令和7年度開設授業科目・授業内容の概要		16
7. 学位(博士)授与について	4月入学生用	23
学位(博士)授与について	10月入学生用	25

規則関係

8. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科規則	29
9. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における 博士の学位授与に関する細則	34
10. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における 学位論文審査等に関する申し合わせ	50
11. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における 博士論文のインターネット公表に関する申合せ	51
12. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科研究生に関する細則	59
13. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科科目等履修生に関する細則	60
14. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長期履修学生制度に関する申合せ	61
15. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科における学生の成績等開示請求 及び異議申立てに関する規則	62
16. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科における国際学術交流協定校への 留学期間中に修得した授業科目の単位の認定に関する申合せ	68
17. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科遠隔授業制度に関する申合せ	69

凡 例

1. この冊子は、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程地域政策科学専攻の令和7年度入学生向けの『修学の手引』である。
2. 本学は二学期制を採用しており、学期は「鹿児島大学学則」によって次のように定められている。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～3月31日

この『修学の手引』においても、「前期」「後期」はそれぞれ上記期間のことをいう。

3. 学年次について

- ・4月入学の学生の学年次、及びそれに対応する年度・学期は次のとおりである。

学年次	年 度	学 期
1 年次	令和7年度	前 期
	令和7年度	後 期
2 年次	令和8年度	前 期
	令和8年度	後 期
3 年次	令和9年度	前 期
	令和9年度	後 期

- ・10月入学の学生の学年次、及びそれに対応する年度・学期は次のとおりである。

学年次	年 度	学 期
1 年次	令和7年度	後 期
	令和8年度	前 期
2 年次	令和8年度	後 期
	令和9年度	前 期
3 年次	令和9年度	後 期
	令和10年度	前 期

※4月入学の学生の学年次とは異なるので注意すること。

4. この冊子には、一部、4月入学生専用のページ（4月入学生用）、10月入学生専用のページ（10月入学生用）が含まれるので、入学時期に応じて利用すること。

履修・学位関係

1. 令和7年度行事予定表・授業時間割 4月入学生用

行事予定表

No.	事 項	日 程
1	博士学位予備審査申請期間（前期）	4月1日（火）～4月7日（月）
2	博士学位審査申請期間（前期）	4月1日（火）～4月7日（月）
3	4月入学オリエンテーション	4月4日（金）14：00
4	前期受講届受付	4月4日（金）・4月7日（月）
5	4月入学式	4月7日（月）10：30
6	前期授業開始	4月8日（火）
7	前期受講届変更受付	4月15日（火）・4月16日（水）
8	前期授業終了	7月29日（火）
9	夏季休業	8月1日（金）～9月30日（火）
10	前期末成績発表	9月2日（火）
11	後期受講届受付	9月16日（火）・9月17日（水）
12	前期学位授与・修了式	9月30日（火）
13	後期授業開始	10月2日（木）
14	後期受講届変更受付	10月14日（火）・10月15日（水）
15	博士学位予備審査申請期間（後期）	10月21日（火）～10月27日（月）
16	博士学位審査申請期間（後期）	10月21日（火）～10月27日（月）
17	大学祭	11月14日（金）～11月17日（月）
18	鹿児島大学記念日	11月15日（土）
19	冬季休業	12月26日（金）～1月4日（日）
20	後期授業終了	2月7日（土）
21	後期末成績発表	2月20日（金）
22	後期学位授与・修了式	3月25日（水）

授業時間割

時限	授 業 時 間	備 考
1	8：50～10：20	通常の授業時間帯
2	10：30～12：00	
3	12：50～14：20	
4	14：30～16：00	
5	16：10～17：40	
夜間1 夜間2	18：10～19：40 19：50～21：20	特例措置による夜間の授業時間帯

※本専攻の授業は夜間中心で開講される。

令和7年度行事予定表・授業時間割 10月入学生用

行事予定表

No	事 項	日 程
1	10月入学式・オリエンテーション・後期受講届受付	10月1日（水）
2	後期授業開始	10月2日（木）
3	後期受講届変更受付	10月14日（火）・10月15日（水）
4	博士学位予備審査申請期間（後期）	10月21日（火）～10月27日（月）
5	博士学位審査申請期間（後期）	10月21日（火）～10月27日（月）
6	大学祭	11月14日（金）～11月17日（月）
7	鹿児島大学記念日	11月15日（土）
8	冬季休業	12月26日（金）～1月4日（月）
9	後期授業終了	2月7日（土）
10	後期末成績発表	2月20日（金）
11	後期学位授与式・修了式	3月25日（水）
令和8年度		
12	博士学位予備審査申請期間（前期）	4月上旬
13	博士学位審査申請期間（前期）	4月上旬
14	前期受講届受付	4月上旬
15	前期授業開始	4月上旬
16	前期受講届変更受付	4月中旬
17	前期授業終了	7月下旬
18	夏季休業	8月上旬～9月下旬
19	前期末成績発表	9月上旬
20	後期受講届受付	9月上旬
21	前期学位授与・修了式	9月下旬

令和8年度の予定は令和7年度末に決定するので、掲示板等で確認すること。

授業時間割

時限	授 業 時 間	備 考
1	8 : 50 ～ 10 : 20	通常の授業時間帯
2	10 : 30 ～ 12 : 00	
3	12 : 50 ～ 14 : 20	
4	14 : 30 ～ 16 : 00	
5	16 : 10 ～ 17 : 40	
夜間1	18 : 10 ～ 19 : 40	特例措置による夜間の授業時間帯
夜間2	19 : 50 ～ 21 : 20	

※本専攻の授業は夜間中心で開講される。

2. 履修コース

(1) 概要

- ・ **地域政策コース**

現在、地方分権化と地域の構造改革に伴い、地域社会は、地域産業の構造的改革、地域の活性化、市町村合併、情報公開、地域共生の実現など、極めて多角的かつ複雑な問題に直面している。このような中で、自治体職員や民間企業のビジネスマン、地域のリーダーや研究者には、総合的な見地からの確かな判断を下し、それを実行する能力、プロジェクトを企画・管理する能力が求められている。こうした能力を養うために、地域自治政策・地域資源政策、地域情報、地方財政、農村経営、心理学等に関する科目を履修することで、地域の政治・経済・財政・経営・支援に関する理解を深め、経済・経営感覚を養うと共に、問題解決能力を培う。

- ・ **文化政策コース**

社会の変化に対応し、地域の人々の多様な価値観を尊重しながら、NGO・NPO活動、地域のニュース配信・発信、文化政策、教育政策、文化イベントの立案・実行を行えるリーダーの育成を目指して、地域文化についての深い知識とそれを地域経営という側面から見る視点、経済・経営に関する知識、情報機器・情報政策に関する専門的知識、生命倫理・法倫理の問題等に関する知識を養う。

- ・ **島嶼政策コース**

島嶼地域は、豊かな自然や文化的資源に恵まれている一方で、過疎化、高齢化、産業の衰退、自然環境の保護など、とりわけ現代の地方社会が抱える様々な問題が集約的かつ顕著に表れる地域である。しかし、そうした諸問題への解決策の糸口もまた同時に見出せるのが島嶼地域である。ゆえに、島嶼でのフィールドワークを通してこれらの諸問題を探求するとともに、独自の解決策を学問的に構築し対処できる研究者・専門家が求められている。そのため、本コースでは、島嶼地域の産業・経営、情報・社会、言語・文化、自然・環境等に関する深い専門知識を養い、問題解決のためのプロジェクトを企画・立案できる能力を育成する。

(2) コース所属教員

所属コース	教員名 *は指導教員	専 門 分 野
地域政策コース	王 鏡凱 市川 英孝 *肥後 祥治 *城戸 秀之 松田 忠大 *米田 憲市 *安部 幸志 大藺 博記 *富原 一哉 *菅野 康太	企業金融、組織の経済学 地域情報論 認知行動療法 現代社会論 商法 法社会学、法情報学、司法政策論 地域心理援助論 社会行動論 人間行動学 神経科学
文化政策コース	*柴田 健志 石田 智子 *渡辺 芳郎 *丹羽 謙治 亀井 森 *佐藤 宏之 三木 夏華 *大田由紀夫 *藤内 哲也 *竹岡 健一 *竹内 勝徳 *大和 高行 *尾崎 孝宏 兼城 糸絵	哲学、倫理学 考古学 物質文化論、近世考古学 日本近世文学、日本近世文化 日本近世文学 近世日本史 中国方言学、中国語法史 中国近世史 ヨーロッパ史、中近世イタリア史 現代ドイツ文学、出版学 アメリカ文学、表象文化 イギリス文学、イギリス演劇論 社会人類学、内陸アジア地域研究 文化人類学
島嶼政策コース	*山本 宗立 *中谷 純江	熱帯農学、民族植物学 社会人類学、南アジア地域研究

3. 開設授業科目及び単位数

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
特別研究Ⅰ ※	2	書籍文化論	2
特別研究Ⅱ ※	2	地域言語文化史	2
プロジェクト研究 ※	2	日本書誌学	2
経営財務論	2	東アジア言語文化論	2
地域経済論	2	東アジア比較社会論	2
経済政策論	2	東アジア比較文化論	2
国際経済論	2	多文化社会史	2
地域情報論	2	ヨーロッパ社会史	2
組織の経済学	2	ヨーロッパ現代文学論	2
環境経済論	2	ヨーロッパ近代文学論	2
地域支援システム構築論	2	文化テキスト論	2
現代地域社会論	2	ヨーロッパ・アメリカ比較文化論	2
地域社会関係論	2	比較音楽文化論	2
海運の法システム	2	多言語文化論	2
法動態学	2	社会人類学	2
国際関係論	2	内陸アジア比較社会論	2
地域政治論	2	比較宗教論	2
ジェンダー論	2	文化政策特論	2
比較農業経営論	2	島の先史学	2
地域心理援助論	2	島嶼経営論	2
社会行動論	2	島嶼産業論	2
人間行動学	2	島嶼経済論	2
行動神経科学	2	島嶼人類学	2
地域政策特論	2	島嶼信念システム論	2
応用倫理学	2	島嶼社会論	2
考古資源論	2	島嶼自然論	2
物質文化論	2	島嶼家族社会論	2
日本社会史	2	島嶼政策特論	2
社会言語学	2		

- 1) 単位数は基本単位数を示す。※は必修科目を示す。
- 2) 企業等におけるインターンシップを「プロジェクト研究」の単位として認めることがある。
- 3) 専攻会議が特に認めた授業科目を「プロジェクト研究」の単位として認めることがある。

4. 履修の手引き

1 修了単位数

本専攻の修了には、本専攻に3年以上在籍し、必修科目8単位を含む14単位以上の修得を必要とする。

2 必修科目（基本単位数、開講期）

1) 特別研究Ⅰ（2単位、前期開講）

特別研究Ⅰは、地域政策科学専攻において博士論文を作成する上での基礎付けを担う主要科目であり、1年次に修得することが望ましい。

2) 特別研究Ⅱ（2単位、4月入学生は3年次前期、10月入学生は3年次後期開講）

特別研究Ⅱは、3年終了時に提出する博士論文作成に対して与えられる単位である。博士論文提出に関する詳細は、「7. 学位論文（博士論文）について」を参照のこと。

3) プロジェクト研究（2単位、後期開講）

プロジェクト研究は、地域政策科学専攻の特色をなす授業科目であり、3年間で4単位を修得する必要がある。本科目は、具体的なプロジェクトに参加する中で、地域の諸問題についての解決方法を学修することを目的とする。プロジェクト研究では、年1回の公開発表会を行い、学生はそれぞれの研究成果を発表する。

3 選択必修科目

各コースの学生は、コースカリキュラム表に従って、所属するコース以外のコース科目から2単位以上修得する必要がある。

4 指導教員

入学時に、学生の主たる教育を行う主指導教員1名、補助的教育を行う副指導教員1名を決定し、3年間の指導を受ける。副指導教員は、入学後希望する主指導教員との話し合いの上で決定する。

5. コースカリキュラム一覧

共通・コース	必修科目	選択必修	授業科目名	単位数
共通	◎ ◎ ◎ ◎		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ プロジェクト研究Ⅰ プロジェクト研究Ⅱ	2 2 2 2
地域政策		● ●<		

◎：必修

●○△：選択必修

所属コース以外の選択必修科目から1科目以上を選択すること。ただし、プロジェクト支援科目をこれに充ててもよい。

6. 令和7年度開設授業科目・授業内容の概要

共通科目

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
特別研究	学生が博士論文を作成するための授業である。学生は指導教員の指導のもと、各自研究テーマを立て、それを解決するためのプログラムを作成し、それに従って資料収集、論理構築、討論などを行ったのち、博士論文を完成させる。
プロジェクト研究	この授業では、学生が統一テーマを設定した上で共同ないしは個人で研究を遂行するものである。その成果は学期末の報告会で口頭発表するとともに報告書としてまとめる。学生は自己のテーマや調査研究方法を模索し、中間発表を重ねて教員や他の学生からの意見や助言を聞き発表内容を固めながら、他分野の発表を聞き意見を陳述することで、研究者としての力を総合的に高める。

プロジェクト支援科目

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
プロジェクト支援科目	プロジェクト研究を行う上で理系の専門的知識が必要になった場合には、本学の理系研究科の開講する授業科目を受講して、研究を深めることができる。例えば、地域の農村経営に関するプロジェクト研究を進める上で農業市場学に関する専門的知識が必要な場合、学生は本学大学院連合農学研究科の開講する関連授業科目を受講し、研究に役立てることができる。なお、本授業科目は、鹿児島大学博士教育委員会の仲介のもとに全学的な支援を受けて開設する授業科目である。本科目は、選択必修科目によむことができる。

地域政策コース

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
経営財務論 王 鏡凱 准教授	安いものを買ひ高いものを売るといふお金の理論は、国・地域や企業・個人によらず世界共通である。企業の経営資源の中で最も汎用性の高いのが“お金”である。本講義では、企業価値最大化の観点から、経済学的アプローチで企業経営の事業戦略（多角化戦略と逐次投資戦略）と財務戦略（資金調達と利益還元）を分析する。
地域経済論 未定	未定

地域支援システム構築論 肥後 祥治 教授	本授業において想定する支援システムの対象者は、障害のある子どもとその保護者およびその支援者を前提としている。これらの対象者に対する支援を地域において検討する際に議論すべき設計パラダイム、提供プログラム作成の基礎理論、実際のプログラム試行のフィールドの選定、実施、評価とプログラムの修正、実装に向けた展開等について先行研究や先行事例の分析を通して整理していく。授業の12回から15回はフィールド調査による集中講義を予定している。
経済政策論 未定	未定
国際経済論 未定	未定
地域情報論 市川 英孝 教授	地域を分析するときに苦慮するのは、適切な精度の高い情報がないということである。前期の講義では、既存の統計・メディアから受講生の研究分野に必要なデータを収集・加工し、地域経済における情報の意味を考えていく。後期では、地域経済を情報のネットワークとして把握したときの企業行動について検証を行う。
組織の経済学 王 鏡凱 准教授	組織の経済学（ Organizational Economics ）とは、組織を分析対象とするミクロ経済学の応用分野である。戦略立案も、組織設計も、そして組織を動かすのも人である。人こそがあらゆる経営資源の中で最も大切なものであり、また感情や価値観に大きく支配される生き物であるため、お金の論理だけでは通用しない。本講義では、組織のジレンマ、コーディネーション問題、信頼の形成という根源的問題をゲーム理論を用いて分析し、組織にかかわる様々なインセンティブ問題を考察していく。
環境経済論 未定	未定
現代地域社会論 城戸 秀之 教授	戦後の日本社会は産業化と都市化の進展により大きくその姿を変えている。講義では、生活構造や生活様式の消費化と情報化に焦点を合わせ、消費社会・情報化社会という視点から地域社会のあり方を考察していく。
地域社会関係論 未定	未定

海運の法システム 松田 忠大 教授	「海商法」の分野について講義をする。海商法は海上物品運送を中心とした海上活動を対象とする法分野である。あまり知られていない法分野であるが、わが国の経済は、国際貿易に支えられており、多くの企業が物資の海上運送に頼って活動している。したがって、海商法は、海上運送企業のみならず、様々な業種の企業実務に密接に関連する。海商法の歴史は古く、また、海上運送を中心とする海上活動は、広い海をその舞台とし、諸外国との間で行われることが多いことから、国際性をも兼ね備えた法分野でもある。この授業では、海商法の基本概念を理解するとともに、海上物品運送契約の内容、海上運送人の責任制度、その他海上航行に関する法制度等を講義する。
法動態学 米田 憲市 教授	「法動態学」では、法社会学やその関連分野の方法論や実証研究を取り上げたり、実証研究を実施して、法やルールを可視化して記述する作業を学ぶ。
国際関係論 未定	未定
地域政治論 未定	未定
ジェンダー論 未定	未定
比較農業経営論 未定	未定
地域心理援助論 安部 幸志 教授	地域社会の中で生じる様々な課題と、それに対する心理的援助について理解することを目指す。具体的には、高齢化が進む地域で求められる認知症や介護ストレスに対する支援、自殺やうつ病対策、自然災害に関するこころのケアのあり方等について、実際に調査・分析を行い、エビデンスに基づいた考察を行う。
社会行動論 大藺 博記 准教授	家族関係、友人関係、地域社会、国家など、私たちは大小様々な集団に所属し、日々意志決定を行っている。本講義では、進化心理学や文化心理学といった心理学的視点を中心にしながら、社会の中で生きる人間の行動と、人間行動の集積としての社会、そして、その間のダイナミックな関係について考察していく。
人間行動学 富原 一哉 教授	人間行動学は、さまざまな心理的・社会的状況下での人間行動の背後にある法則を解明し、人間行動に関連する諸問題の解決を目指すものである。本授業では、人間行動の基本的原理として、学習理論、脳・神経メカニズム、進化学的観点、認知的バイアス等を学び、これらの知見に基づいて、地域社会で生じている現実的問題の解決法を考察していく。

行動神経科学 菅野 康太 准教授	行動の背景にあるメカニズムとしての神経の機能についての授業。当該分野の世界的な潮流を掴むことを目的としつつ、基礎知識の補足も行う。さらに、独立した研究者に必要な、研究や実験以外のスキルの習得も目指す。例えば、申請書などの書類作成や、研究広報の在り方、社会における自身の研究の意義など、研究者としての包括的な実務スキルに必要な内容も取り扱う。
地域政策特論	既存の開設科目以外の研究分野について、本専攻および外部の講師によって担当される講義である。具体的な授業の内容については、講義担当者が決定したときに掲示連絡を行うので、注意して履修を申し込むこと。

文化政策コース

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
応用倫理学 柴田 健志 教授	応用倫理とは、生命倫理や環境倫理のような新しい倫理学の分野を指している。最近では情報の倫理や性の倫理まで構築されようとしており、応用倫理という名目で講義されうる領域はますます広がっている。したがってこの授業でも、従来の倫理学が取り扱ってこなかった様々な事象を倫理的な視点から検討する。
考古資源論 石田 智子 准教授	先史時代の考古資料の解析を基に、多様な地域や社会との比較を通じて、過去の人類社会の構造や変化を解明する視点や方法を論じる。考古学の諸理論や調査方法、考古資料の活用方法についても考察する。
物質文化論 渡辺 芳郎 教授	物質文化は、つねにある特定の「形態」を有している。その「形態」は、素材・技術・機能・用途・意味など複数の要因により規定されている。ある物質文化の「形態」がいかなる要因により決定され、そして変化するのか。近世陶磁器を主な素材としながら検討する。
日本社会史 佐藤 宏之 准教授	地域を人びとの社会的関係の区域にとらえ、歴史的に形成・蓄積された諸関係、それらの諸関係に基底づけられた人びとの生き方や生き方についての考え方など、人びとの地域性から地域を総合的に考察する。また、そこで得られた成果が現実の社会にどのように位置づき、どのような問題を提起するかを考察する。
社会言語学 未定	未定
書籍文化論 竹岡 健一 教授	本授業では、書籍の「メディア」や「物」として特性に焦点を当て、書籍文化を研究する上で必要な専門的な知識や視点、および近年の動向などについて理解を深めるとともに、また、書籍文化に関するテーマの調査・分析に必要な研究能力を養う。
地域言語文化史 丹羽 謙治 教授	地域に根ざした文学・芸能・文化に関する言語表現資料の掘り起こしを通して、従来の学問分野を越境して総合的に文化を捉えなおす。言語文化資料の読解はもとより、資料の保存や資料紹介のありかたについても考察する。
日本書誌学 亀井 森 准教授	本授業では日本古典文学を理解する上で、物質としての書籍に焦点を当て書誌学の基礎を学ぶ。実際に古典籍を手に取り、くずし字解読の技術を習得しながら、どの部分からどのような情報を手に入れるかについて理解を深め、日本古典文学を考察していく。

東アジア言語文化論 三木 夏華 准教授	本授業では中国語に焦点を当て、東アジア文化圏の言語との関係について比較対照的な考察を行う。また、近代以降の白話文献の講読を通して、通時的、共時的観点から中国語の様相を明らかにする。更に、中国語方言調査などのフィールドワークのための研究理論の構築、調査方法、分析方法の教授も行う。
東アジア比較社会論 大田由紀夫 教授	本授業では、近世東アジア経済史研究に関する文献・資料等の検討を通じて、現在この分野における研究がどのように展開されているのかをめぐる認識を得るとともに、東アジア社会経済の歴史に対する理解を深める。
東アジア比較文化論 未定	未定
多文化社会史 未定	未定
ヨーロッパ社会史 藤内 哲也 教授	本授業では、中世～近世のヨーロッパ・地中海世界をおもな対象とし、政治、経済、社会、文化、宗教、環境などの多様な要素が織りなす社会の構造や変容のプロセスについて歴史学的に考察する。あわせて、他の時代や地域との比較史的な検討を行うことで、ヨーロッパ社会の歴史的な展開や特質について理解を深める。
ヨーロッパ現代文学論 竹岡 健一 教授	本授業では、ドイツ語圏の文学を核としながら、19世紀末以降のヨーロッパにおける文学の展開を、主として社会思想、心理学、語りの理論、および書籍の製造・販売といった観点から考察することにより、ヨーロッパ現代文学が有する特性に対する理解を深める。
ヨーロッパ近代文学論 大和 高行 教授	本授業では、近代初期から18世紀初頭までのイギリス演劇を軸としながら、劇場構造の変化、観客の嗜好の変化、演劇批評や道徳改善運動の影響によってもたらされたヨーロッパ近代文学の質的变化について、比較文学・演劇史的観点から考察する。
文化テキスト論 竹内 勝徳 教授	この授業では、アメリカの小説を中心として文学研究や大衆文化研究、音楽研究などを横断的に取り扱い、その流動する文脈と作品テキスト（様々な要素から複合的に構成された作品構造）の関係に着眼し、文化の特質や可能性を明らかにする。
ヨーロッパ・アメリカ比較文化論 未定	未定
比較音楽文化論 未定	未定
多言語文化論 未定	未定

社会人類学 未定	未定
内陸アジア比較社会論 尾崎 孝宏 教授	主としてモンゴル系の移動牧畜民社会に関する文献を輪読し、内容に関する議論を通じ、移動牧畜民研究の最先端を理解すると同時に、学術論文という文章ジャンルのフォーマットを体得できるようにする。なお、文献選択は日本語もしくは英語のものを、受講者との相談で決定する。
比較宗教論 兼城 糸絵 准教授	本講義では主に東アジアを対象とした文献をとりあげながら、宗教人類学の最新の研究動向について議論していく。特に、人類学の諸理論に関する理解を深めるほか、民族誌の作成方法についても検討していく。
文化政策特論	既存の開設科目以外の研究分野について、本専攻および外部の講師によって担当される講義である。具体的な授業の内容については、講義担当者が決定したときに掲示連絡を行うので、注意して履修を申し込むこと。

島嶼政策コース

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
島の先史学 未定	未定
島嶼経営論 未定	未定
島嶼産業論 未定	未定
島嶼経済論 未定	未定
島嶼人類学 未定	未定
島嶼信念システム論 未定	未定

島嶼社会論 尾崎 孝宏 教授	海洋という人類の居住不可能な地域に囲まれた可住地、という島嶼の持つ立地特性は、必ずしも島嶼に限られたものではなく、例えば砂漠に囲まれたオアシス都市なども同様の条件を有する。本講義では、こうした「島嶼的」な諸社会の立地を比較することで、自らのフィールド空間である、いわば「私の島」を、島嶼という文脈を離れて世界の諸社会の中に的確に位置づけるための視座の獲得を目指す。
島嶼自然論 山本 宗立 准教授 (鹿児島大学 国際島嶼教育研究センター)	隔絶した小島嶼においては、島内での食糧・薬・工芸作物の確保が非常に重要である。自然災害や社会変化によって、島外からの資源に長期間頼ることができない状況がよく発生するにも関わらず、輸入資源に依存した生活に変化した島が多い。フードセキュリティの観点から、島嶼部における有用植物を知ることは非常に重要となる。そこで、まず島嶼部における作物の特徴を理解するために、私達が日常食べている作物の起源地を学ぶとともに、島嶼部の「根菜農耕文化複合」を理解する。次に、植物（だけでなく生物）が資源としてどのように利用されているかを民族植物学的視点から学ぶ。
島嶼家族社会論 中谷 純江 教授 (鹿児島大学 グローバルセンター)	本講義では、島嶼環境におけるジェンダーや社会的不平等の研究を目的に、フェミニスト・アプローチについて学ぶ。島嶼社会に関する研究は、近年、徐々に増えつつあるが、島を研究対象とするのではなく、島をコンテクストとしてジェンダー関係や地域開発におけるジェンダー課題を扱う。その際、地理的歴史的に形成された「島嶼性」についての分析が、重要となる。
島嶼政策特論	既存の開設科目以外の研究分野について、本専攻および外部の講師によって担当される講義である。具体的な授業の内容については、講義担当者が決定したときに掲示連絡を行うので、注意して履修を申し込むこと。

7. 学位（博士）授与について 4月入学生用

(1) 学位授与の要件

学位は、博士課程を修了した者に対して授与する。修了には、本課程に原則として3年以上在籍し、14単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

(2) 授与する学位の名称

学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

博士（学術）

(3) 学位授与の基本方針

- ① 専門領域について、高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力、プロジェクト企画・管理能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- ② 学位論文の審査に当たっては、博士課程3年間で到達し得る研究業績を基準として、審査を行うことを原則とする。
- ③ 学位論文は、日本語または英語を原則とする。その他の言語による場合は、専攻会議の承認を必要とする。
- ④ 学位論文は、日本語の場合、原則として8万字から12万字程度とし、その他の言語の場合もこれに準ずる。

(4) 学位論文審査基準

- ① 将来とも自立して研究を遂行できる能力を示していること。
- ② 高度の専門的業務に耐え得る能力と広汎な学識のあることを示していること。
- ③ 論旨が独創的であり、かつ、その論証が堅実であること。
- ④ 使用した資料が独自のものであるか、または資料の分析が斬新であること。
- ⑤ 該当する専門領域の国内外の学会等で、その評価に耐えられるものであること、または極めて有用な内容であること。
- ⑥ 研究者倫理を遵守したものであること。

(5) 博士論文のインターネット公表について

学位規則の改正に伴い、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された場合、インターネットによる公表が義務づけられた。そのため、学位授与申請時及び学位授与後に、博士論文の公表に関する様式やデータCDを提出しなければならない。また、学位授与申請に先立って、全文の公表が可能かどうかを確認しておかなければならない。

学位論文申請者は、『修学の手引』の「鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士論文のインターネット公表に関する申合せ」を熟読し、適切に対処すること。

(6) 単位取得退学後の学位授与に関する注意事項

- ① 退学後3年以内に学位申請し審査に合格した者は、課程博士として扱われ、学力の確認（検査）が免除される。また、このうち退学後1年以内に論文を提出した場合には、学位論文審査手数料も免除される。なお、課程博士としての学位取得の機会、退学後3年目前半の学位論文予備審査申請と後半の学位論文審査申請が最後となる。
- ② 退学後3年目後半以降に学位論文を提出する場合は、論文博士として扱われ、予備審査を受け合格しなくてはならない。また、学位審査の際、学力の確認（検査）が課され、学位論文審査手数料が必要となる。

(7) 学位授与までのプログラム

学年	時 期		内 容	必修授業等
1 年次	前 期	4 月 (入学時)	①研究計画書作成・提出 ②指導教員（主1人、副1人）の決定 ③研究テーマの決定 指導教員と相談の上、テーマを決定する	特別研究Ⅰ (指導教員講義)
	後 期	2 月中旬	④研究経過報告（第一回公開口頭発表） 専攻による公開の研究発表会を行う。	プロジェクト研究Ⅰ
2 年次	前 期	4 月	①研究計画書の再確認、修正	(指導教員講義)
	後 期	2 月中旬 3 月中旬	②研究経過報告（第二回公開口頭発表） 専攻による公開の研究発表会を行う。 ③学位論文テーマ・構成の確定	プロジェクト研究Ⅱ (指導教員講義)
3 年次	前 期	4 月上旬 5 月下旬	①学位論文予備審査の申請 申請に際しては、発表論文（印刷された査読論文が望ましい）1本以上、または予備論文（1万字程度）を提出する。 ②予備審査の結果の通知	特別研究Ⅱ (指導教員講義)
	後 期	10月下旬 11月～2月 2 月上旬 3 月下旬	③学位論文審査の申請 インターネット公表の方式の申請 ④学位論文審査 審査委員会を設置し、審査を行う。 審査は、学位論文を含む書類と面接審査による。 ⑤学位論文公開口頭発表 ⑥学位授与・修了	

詳細は、『修学の手引』の「鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士の学位授与に関する細則」を参照のこと。

学位（博士）授与について 10月入学生用

(1) 学位授与の要件

学位は、博士課程を修了した者に対して授与する。修了には、本課程に原則として3年以上在籍し、14単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

(2) 授与する学位の名称

学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

博士（学術）

(3) 学位授与の基本方針

- ① 専門領域について、高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力、プロジェクト企画・管理能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- ② 学位論文の審査に当たっては、博士課程3年間で到達し得る研究業績を基準として、審査を行うことを原則とする。
- ③ 学位論文は、日本語または英語を原則とする。その他の言語による場合は、専攻会議の承認を必要とする。
- ④ 学位論文は、日本語の場合、原則として8万字から12万字程度とし、その他の言語の場合もこれに準ずる。

(4) 学位論文審査基準

- ① 将来とも自立して研究を遂行できる能力を示していること。
- ② 高度の専門的業務に耐え得る能力と広汎な学識のあることを示していること。
- ③ 論旨が独創的であり、かつ、その論証が堅実であること。
- ④ 使用した資料が独自のものであるか、または資料の分析が斬新であること。
- ⑤ 該当する専門領域の国内外の学会等で、その評価に耐えられるものであること、または極めて有用な内容であること。
- ⑥ 研究者倫理を遵守したものであること。

(5) 博士論文のインターネット公表について

学位規則の改正に伴い、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された場合、インターネットによる公表が義務づけられた。そのため、学位授与申請時及び学位授与後に、博士論文の公表に関する様式やデータCDを提出しなければならない。また、学位授与申請に先立って、全文の公表が可能かどうかを確認しておかなければならない。

学位論文申請者は、『修学の手引』の「鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士論文のインターネット公表に関する申合せ」を熟読し、適切に対処すること。

(6) 単位取得退学後の学位授与に関する注意事項

- ① 退学後3年以内に学位申請し審査に合格した者は、課程博士として扱われ、学力の確認（検査）が免除される。また、このうち退学後1年以内に論文を提出した場合には、学位論文審査手数料も免除される。なお、課程博士としての学位取得の機会、退学後3年目前半の学位論文予備審査申請と後半の学位論文審査申請が最後となる。
- ② 退学後3年目後半以降に学位論文を提出する場合は、論文博士として扱われ、予備審査を受け合格しなくてはならない。また、学位審査の際、学力の確認（検査）が課され、学位論文審査手数料が必要となる。

(7) 学位授与までのプログラム

学年	時 期	内 容	必修授業等
1 年次	後 期 10月 (入学時) 2 月中旬	①研究計画書作成・提出 ②指導教員（主1人、副1人）の決定 ③研究テーマの決定 指導教員と相談の上、テーマを決定する ④研究経過報告（第一回公開口頭発表） 専攻による公開の研究発表会を行う。	(指導教員講義) プロジェクト研究Ⅰ
	前 期		特別研究Ⅰ
2 年次	後 期 10月 2 月中旬	①研究計画書の再確認、修正 ②研究経過報告（第二回公開口頭発表） 専攻による公開の研究発表会を行う。	(指導教員講義) プロジェクト研究Ⅱ
	前 期 7 月下旬	③学位論文のテーマ・構成の確定	(指導教員講義)
3 年次	後 期 10月下旬 12月下旬	①学位論文予備審査の申請 申請に際しては、発表論文（印刷された査読論文が望ましい）1本以上、または予備論文（1万字程度）を提出する。 ②予備審査の結果の通知	特別研究Ⅱ (指導教員講義)
	前 期 4 月上旬 5 月～8 月 7 月下旬 ～8 月上旬 9 月下旬	③学位論文審査の申請 インターネット公表の方式の申請 ④学位論文審査 審査委員会を設置し、審査を行う。 審査は、学位論文を含む書類と面接審査による。 ⑤学位論文公開口頭発表 ⑥学位授与・修了	

詳細は、『修学の手引』の「鹿児島大学大学院人文社会科学部博士後期課程における博士の学位授与に関する細則」を参照のこと。

規 則 関 係

8. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科規則

〔平成16年4月1日〕
〔人研規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。）及び鹿児島大学学位規則（平成16年規則第117号）に基づき鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項を定めるものとする。

(専攻)

第2条 研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

法学専攻

経済社会システム専攻

人間環境文化論専攻

国際総合文化論専攻

博士後期課程

地域政策科学専攻

(目的)

第2条の2 博士前期課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力に加え高度の専門的な職業を担う能力を有する人材を養成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献する。

(1) 法学専攻は、地域のニーズに根ざした法的及び法政策的課題に応え得る能力、並びに法、行政及び政治に関する知識を有し、理論的・実践的に問題を解決できる人材を養成する。

(2) 経済社会システム専攻は、国際化、情報化、過疎化、高齢化に伴う地域の諸課題に応え得る能力並びに経済学、経営学及び社会学の基礎的知識を有し、活力ある自立的な地域づくりに貢献できる人材を養成する。

(3) 人間環境文化論専攻は、人間の行動、現代文化、地域、環境、人類についての専門知識を有し、社会・文化環境の変化を適切に理解し、地域の発展と良好な環境の形成に貢献できる人材を養成する。

(4) 国際総合文化論専攻は、日本及び世界の思想、言語、文学、歴史についての専門知識を有し、国際的・総合的な視野をもって文化交流を担い、日本文化を発信できる人材を養成する。

2 博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行うに足る研究能力及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を有した人材を養成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く社会に提供し、貢献する。

地域政策科学専攻は、地域の抱える社会的、文化的問題を自ら発見し、解決する能力を備え、既存の学問の枠組みを超えた広い視野からこれらの問題に取り組み解決する能力を有する人材を養成する。

(入学者選抜)

第3条 入学者の選抜方法、時期等については、学生募集要項によるものとする。

2 前項の学生募集要項は、別に定める。

(指導教員)

第4条 学生の研究及び論文指導のため指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 研究科の各専攻における授業科目及び単位数は、別に定める。

- 2 博士前期課程の学生は、本専攻に2年以上在学し、当該専攻に属する授業科目22単位以上を含めて合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士後期課程の学生は、本専攻に3年以上在学し、必修科目8単位を含め合計14単位以上を修得しなければならない。
- 4 鹿児島大学大学院学則第47条の規定に基づき、鹿児島大学学則第38条第3項及び第4項を準用し、講義、演習、実験、実習若しくはこれらの併用により行う授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第6条 各専攻における授業及び研究指導は、研究科教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修及び研究指導)

第7条 学生は、指導教員が研究指導上必要があると認めるときは、他の研究科等において授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることができる。

(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第8条 学生は、研究科教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、他大学の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修し、又は他大学の大学院・研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において必要な研究指導を受けることができる。

(他の研究科等における履修科目の単位認定)

第9条 前2条の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を限度として第5条に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第24条の規定により、大学院を修了又は中途退学した学生が入学前に本学の大学院において履修した授業科目について修得した科目（科目等履修生として修得した科目を含む。）は、20単位を限度として第5条に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 大学院学則第24条の規定により、大学院を修了又は中途退学した学生が入学前に本学以外の大学院において履修した授業科目について修得した科目（科目等履修生として修得した科目を含む。）は15単位を限度として第5条に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる修得単位数は、合わせて20単位を超えないものとし、また、前条の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の2 大学院学則第24条の3の規定により、本研究科に入学または在学する学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第14条に規定する標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間の短縮)

第11条 博士前期課程は、第10条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって、研究科教授会が当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科教授会が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(履修科目届出)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期始め又は毎学年始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第13条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合は、学期の途中において行うことができる。

(成績評価)

第14条 授業科目の成績は、100点満点の評価をもって示し、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。成績評価基準については、別表「鹿児島大学大学院人文社会科学系研究科成績評価基準」に定める。

(学位論文の提出及び最終試験)

第15条 修士の学位の授与を受けようとする者は、指定した期日までに所定の申請書類とともに学位論文を研究科長に提出しなければならない。

2 博士の学位の授与を受けようとする者は、指定した期日までに所定の申請書類とともに学位論文を研究科長を経て学長に提出しなければならない。

第16条 最終試験は、第5条第2項及び第3項に定める単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

(学位の授与)

第17条 第5条第2項に定める単位を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 学位授与の時期は、4月入学生については3月、10月入学生については9月とする。ただし、本研究科に2年以上在学し、各専攻の手続を経て研究科教授会が必要と認めた者については、学位授与の時期を、4月入学生は9月、10月入学生は3月とすることができる。

第18条 第5条第3項に定める単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士後期課程を経ない者で学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも博士の学位を授与することができる。ただし、提出された学位論文は博士後期課程を修了し、博士の学位を授与された者と同等以上の内容を有していなければならない。

(専攻分野)

第19条 第17条の審査及び最終試験に合格した者については、修士の学位を授与する。この場合において、次に掲げるいずれか一の専攻分野の名称を付記するものとする。

法学

経済学

社会学

文学

- 2 第18条の審査及び最終試験に合格した者については、博士の学位を授与し、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学術

(学位論文審査)

第20条 研究科教授会は、学位論文審査のため、3名以上の学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選出し、うち1名を主査とする。

- 2 学位論文の審査に当たって必要があるときは、前項に規定する審査委員以外の教員を審査委員に加えることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 学位論文の可否の決定は、審査委員の報告に基づいて、研究科教授会が行う。

(再入学)

第21条 研究科を退学した者（大学院学則第37条第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により除籍された者を含む。以下この条において同じ。）で、大学院学則第31条第1項第1号の規定により研究科に再入学を志願する者があるときは、退学後2年を超えていない場合に限り、研究科教授会において審査の上、再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により再入学を許可された学生は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。

- 3 再入学を許可された者の在学年数及び既修得単位は、専攻会議の議に基づき研究科教授会が認定する。

(研究生)

第22条 研究生として受入れを志願する者があるときは、研究科教授会において選考の上、受入れを許可することがある。

(科目等履修生)

第23条 科目等履修生として受入れを志願する者があるときは、研究科教授会において選考の上、受入れを許可することがある。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年9月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。附

則

この規則は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年7月19日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、在学する者については、改正後の第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、在学する者については、改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、在学する者については、改正後の第2条及び第18条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別 表（第14条関係）

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科 成績評価基準

認定	評価	評 点	基 準
合 格	優	100点～80点以上	優れた成績を示した者。
	良	80点未満～70点以上	合格が妥当と十分認められる者。
	可	70点未満～60点以上	合格が認められる最低限度の成績を示した者。
不合格	不可	60点未満	合格と認めるに足る成績を示さなかった者。

9. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士の学位授与に関する細則

〔平成17年4月1日〕
〔人研細則第3号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学学位規則（平成16年規則第117号。以下「学位規則」という。）及び鹿児島大学大学院人文社会科学研究科規則（平成16年人研規則第1号。以下「研究科規則」という。）第17条の規定に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）博士後期課程における博士の学位授与について必要な事項を定めるものとする。

(予備審査)

第2条 本研究科博士後期課程修了により学位を申請する者は、予備審査を経なければならない。

(予備審査の申請資格)

第3条 予備審査を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本研究科博士後期課程に2年以上在学していること。
- (2) 研究科規則第5条第3項に定める単位を修得又は次の学期末までに修得見込みであること。
- (3) 本研究科博士後期課程において必要な研究指導を受けていること。

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は4月及び10月とし、申請期日については、本研究科においてその都度定めるものとする。

(予備審査の提出書類)

第5条 予備審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長（以下「研究科長」という。）に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 学位予備審査申請書（別記様式第1号）1部
- (2) 発表論文（印刷物）1篇以上又は予備論文（10,000字程度）（正本1部及び副本4部）
（日本語又は英語で作成するものとし、それ以外の言語の場合は日本語の全訳を付すこと。）
- (3) 学位論文の要旨（別記様式第2号）5部
（A4判とし、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は500語程度とする。）
- (4) 研究調書（別記様式第3号）5部

(予備審査の付託)

第6条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科教授会規則（平成16年人研規則第2号）第7条に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）より委任された鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程学位判定委員会（以下「学位判定委員会」という。）の議を経て予備審査委員会を組織し、審査を付託する。

(予備審査委員会)

第7条 予備審査委員会は、予備審査申請ごとに、本研究科博士後期課程の指導教員3名をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、本研究科又は他研究科若しくは他の大学院等から2名まで予備審査委員会に加えることができる。

- 3 予備審査委員会に主査を置き、第1項の委員のうちから選出する。
- 4 予備審査委員会は、速やかに学位論文等の書類審査等を行い、学位審査の申請資格の有無についての意見及び審査の結果を学位判定委員会に報告する。
- 5 学位判定委員会は、学位申請資格の有無について審査し、その結果を研究科教授会に報告し、研究科長は、審査結果を申請者に通知する。

(学位の申請)

第8条 予備審査において博士の学位審査の資格が認められた者は、資格を認められてから1年以内に学位を申請することができる。

(学位の申請時期)

第9条 学位の申請時期は4月及び10月とし、申請期日については、本研究科においてその都度定めるものとする。

(提出書類)

第10条 学位規則第5条第1項の規定により学位を申請する者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。この場合において、受理した論文は返付しない。

(1) 学位審査願(別記様式第4号) 1部

(2) 学位論文(正本1部及び副本4部)

(A4判とし、日本語又は英語)

(3) 論文目録(別記様式第5号) 5部

(4) 学位論文の要旨(別記様式第2号) 5部

(A4判とし、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は500語程度とする。)

(5) 研究調書(別記様式第3号) 5部

(6) 履歴書(別記様式第6号) 1部

(7) インターネット公表に関する書類及びデータ(様式等は別途指定)

(審査の付託)

第11条 研究科長は、前3条の規定による学位の申請があったときは、学位判定委員会の議を経て学位論文審査委員会を組織し、審査を付託する。

(学位論文審査委員会)

第12条 学位論文審査委員会は、学位申請ごとに、本研究科博士後期課程の指導教員3名をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、本研究科又は他研究科若しくは他の大学院等から2名まで学位論文審査委員会に加えることができる。

3 学位論文審査委員会に主査を置き、第1項の委員のうちから選出する。

4 学位論文審査委員会は、速やかに学位論文の審査及び最終試験を行う。

5 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文の内容を中心としてこれに関連がある科目について口答又は筆答によって行う。

(審査結果の報告)

第13条 学位論文審査委員会は、次に掲げる審査結果を付して、書面で学位判定委員会に報告する。

(1) 論文の審査の概要と結果(別記様式第7号)

(2) 最終試験の概要と結果(別記様式第8号)

2 前項の結果は、可否の評語をもって表し、合を合格とする。

第14条 学位判定委員会は、学位論文審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否について審議し、議決する。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の同意によって行う。

3 学位判定委員会は、第1項の議決の結果を研究科教授会に報告する。

4 研究科長は学位判定委員会が第1項の決定をしたときは、論文の審査要旨に最終試験の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(論文提出による博士の学位授与の申請資格)

第15条 学位規則第5条第2項の規定に基づき、論文提出により博士の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で退学した者

(2) 大学院修士課程又は博士前期課程の修了者で、4年以上の研究経歴を有する者

(3) 大学の卒業者で、6年以上の研究経歴を有する者

(4) 短期大学又は高等専門学校卒業者で、8年以上の研究経歴を有する者

(5) 前各号に掲げる者以外で、10年以上の研究経歴を有する者

第16条 前条第2号から第5号までの資格によって博士の学位を申請する者は、事前に次に掲げる書類を研究科長に提出し、学位判定委員会による申請資格の認定を受けなければならない。

(1) 学位申請資格個別審査願(別記様式第13号-1)

(2) 学位申請資格個別審査調書(別記様式第13号-2)

(3) 研究・業績等調書(別記様式第13号-3)

(4) 論文目録(別記様式第13号-4)

(5) 研究経歴証明書(別記様式第13号-5)

(予備審査)

第17条 論文提出によって博士の学位を申請する者は、予備審査を経なければならない。

2 本研究科博士後期課程に在学中に予備審査において、博士学位申請資格を認められた者が、資格を認められてから1年以内に論文提出による博士学位審査を申請する場合は、予備審査は行わない。

(予備審査の申請時期)

第18条 予備審査の申請時期は4月及び10月とし、申請期日については、本研究科においてその都度定めるものとする。

(予備審査の提出書類)

第19条 予備審査を申請する者は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

(1) 学位予備審査申請書(本研究科博士後期課程教員の推薦があるもの)(別記様式第9号) 1部

(2) 学位論文(正本1部及び副本4部)

(3) 学位論文の要旨(別記様式第2号) 5部

(A4判とし、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は500語程度とする。)

(4) 研究調書(別記様式第3号) 5部

(5) 履歴書(別記様式第6号) 1部

(予備審査の付託)

第20条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、学位判定委員会の議を経て予備審査委員会を組織し、審査を付託する。

(予備審査委員会)

第21条 予備審査委員会は、予備審査申請ごとに、本研究科博士後期課程の指導教員3名をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、本研究科又は他研究科若しくは他の大学院等から2名まで予備審査委員会に加えることができる。

3 予備審査委員会に主査を置き、第1項の委員のうちから選出する。

4 予備審査委員会は、速やかに学位論文等の書類審査及び口頭試問を行い、学位審査の申請資格の有無についての意見及び審査の結果を学位判定委員会に報告する。また、学位規則第5条第2項に規定する学力の確認の方法について、学力の確認の計画と方法（別記様式第14号）により、学位判定委員会に報告する。

5 学位判定委員会は、学位申請資格の有無について審査し、その結果を研究科教授会に報告し、研究科長は、審査結果を申請者に通知する。

(学位の申請)

第22条 予備審査において学位審査の資格が認められた者は、資格を認められてから1年以内に学位を申請することができる。

(学位の申請時期)

第23条 学位の申請時期は4月及び10月とし、申請期日については、本研究科においてその都度定めるものとする。

(提出書類)

第24条 第15条の規定により博士の学位を申請する者は、次に掲げる書類を研究科長を経て学長に提出しなければならない。この場合において、受理した論文は返付しない。

(1) 学位申請書（別記様式第10号）1部

(2) 学位論文（正本1部及び副本4部）

（A4判とし、日本語又は英語）

(3) 論文目録（別記様式第5号）5部

(4) 学位論文の要旨（別記様式第2号）5部

（A4判とし、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は500語程度とする。）

(5) 研究調書（別記様式第3号）5部

(6) 参考論文、資料等（必要がある場合に限る。）5部

(7) 履歴書（別記様式第6号）1部

(8) 戸籍抄本（外国人の場合は、本国の市民籍の証明書等で国籍及び氏名の確認できるもの）

(9) インターネット公表に関する書類及びデータ（様式等は別途指定）

(10) 学位論文審査手数料

2 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者は、退学したときから1年以内に論文を提出した場合には、学位規則第7条第4項ただし書の規定により前項第10号の学位論文審査手数料は免除することができる。

(審査の付託)

第25条 研究科長は、前条に規定する学位の申請があったときは、学位判定委員会の議を経て学位論文審査委員会を組織し、審査を付託する。

(学位論文審査委員会)

第26条 学位論文審査委員会は、学位申請ごとに、本研究科博士後期課程の指導教員3名をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、本研究科又は他研究科若しくは他の大学院等から2名まで学位論文審査委員会に加えることができる。

3 学位論文審査委員会に主査を置き、第1項の委員のうちから選出する。

4 学位論文審査委員会は、速やかに学位論文の審査及び学力の確認を行う。

5 学位規則第5条2項に規定する学力の確認は、専攻の学術に関し本学の博士課程修了者と同等以上の学識及び研究能力について、口答又は筆答によって行う。この場合において、外国語は、本研究科が特別の理由があると認めた場合を除いて、2種類を課する。

6 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者は、退学後3年以内に論文を提出した場合には、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第27条 学位論文審査委員会は、次に掲げる審査結果を付して、書面で学位判定委員会に報告する。

(1) 論文の審査の概要と結果(別記様式第7号)

(2) 学力の確認の概要と結果(別記様式第11号)

2 前項の結果は、合否の評語をもって表し、合を合格とする。

第28条 学位判定委員会は、学位論文審査委員会の報告に基づき、学位論文及び学力の確認の合否について審議し、議決する。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の同意によって行う。

3 学位判定委員会は、第1項の議決の結果を研究科教授会に報告する。

4 研究科長は、学位判定委員会が第1項の決定をしたときは、合格した者については、論文の審査要旨に学力確認の成績を添えて、文書で学長に報告するものとし、不合格者については、その旨を本人に通知するものとする。

(学位論文、論文の要旨等の公表)

第29条 学位論文、論文の要旨等の公表については、学位規則第19条及び第20条の規定による。

2 前項に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月17日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 2 月17日から施行し、令和 3 年 1 月20日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年12月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 1 月11日から施行する。

（記入例）

学位予備審査申請書

○年○月○日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程の博士の学位授与に関する細則第5条の規定に基づき、予備審査に必要な書類を添えて、博士（学術）の学位の予備審査を申請いたします。

学位論文題目

南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究
（Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………）

又は

Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………
（南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究）

大学院人文社会科学研究科
博士後期課程 地域政策科学専攻

申請者

印

主指導教員

印

記載上の注意

- 1) 枠を省略しないこと。

(記入例)

学 位 論 文 の 要 旨	
氏 名	
学位論文題目	南西諸島の経済振興策……………（和文題目） ……………についての研究
本論文は、…………… …………… ……………を論じたものである。 第1章は、…………… …………… ……………を論じた。 第2章は、…………… …………… ……………を論じた。 第3章は、…………… …………… ……………を論じた。 第4章は、…………… …………… ……………を論じた。	

別記様式第2号－2（第5条、第10条、第19条、第24条関係）

（記入例）

Summary of Doctoral Dissertation

Title of Doctoral Dissertation:

Studies on the Development Policy of（英文題目）

Name : KAGOSHIMA Manabu

（記入例）

研 究 調 書

○年○月○日現在

I 著 書

- 1 単独（書名、発行所名、発行年月）
- 2 共同（書名、共編訳著者名、発行年月）

II 学術論文

- 1 学位（修士、博士）論文
- 2 印刷発表
 - (1) 単独（論文名、掲載誌名、発行年月）
 - (2) 共同（論文名、共同者名、掲載誌名、発行年月）

3 口頭発表

- (1) 単独（論文名、学会名、発表年月）
- (2) 共同（論文名、共同者名、学会名、発表年月）

4 翻訳

- (1) 単独（論文名、掲載誌名、発表年月）
- (2) 共同（論文名、共同者名、掲載誌名、発表年月）

5 その他（論文名、掲載誌名、発行年月）

研究ノート、覚書、書評、文献紹介、学会展望、注釈、判例研究、
資料紹介、その他

III 調査報告

- 1 印刷発表（調査レポート）
 - (1) 単独（IIに同じ）
 - (2) 共同（IIに同じ）

2 口頭発表

- (1) 単独（IIに同じ）
- (2) 共同（IIに同じ）

IV その他の研究業績

記載上の注意

- 1) 各項目は省略せず、すべて記入すること。該当する業績がない場合は、「なし」と記載すること。
- 2) 項目の中で業績が複数ある場合は、年次の古いものから順に記載すること。
- 3) 枠を省略しないこと。

(記入例：課程博士)

学 位 審 査 願

○年○月○日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

鹿児島大学学位規則第7条第2項の規定に基づき、学位論文の審査に必要な書類を添えて、博士（学術）の学位の審査を願い出ます。

学位論文題目

南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究
（Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………）

又は

Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………
（南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究）

大学院人文社会科学研究科
博士後期課程 地域政策科学専攻

申 請 者 印

主指導教員 印

記載上の注意

1) 枠を省略しないこと。

(記入例：単位取得退学者)

学 位 申 請 書

平成○年○月○日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

鹿児島大学学位規則第7条第4項の規定に基づき、学位論文の審査に必要な書類を添えて、博士（学術）の学位の審査を願い出ます。

学位論文題目

南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究
（Studies on the Development-Policy of ……………（英文題目）……………）

又は

Studies on the Development-Policy of ……………（英文題目）……………
（南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究）

大学院人文社会科学研究科
博士後期課程 地域政策科学専攻

申 請 者 印

主指導教員 印

記載上の注意

1) 枠を省略しないこと。

(記入例)

論文目録

氏名

1. 題目

南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究
（Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………）

又は

Studies on the Development-Policy of (英文題目)
(南西諸島の経済振興策 (和文題目) についての研究)

2. 冊数 1

3. 主論文

(1) 著者（共著の場合、全員を記載）

論文題目「.....」

発行年月、掲載誌名、巻、号、頁数（第1章）

(2) 著者（共著の場合、全員を記載）

論文題目「.....」

発行年月、掲載誌名、巻、号、頁数（掲載通知受領）（第2章）

(3) 著者（共著の場合、全員を記載）

論文題目「.....」

発行年月、掲載誌名、巻、号、頁数（第3章）

参考文献

(1) 著者（共著の場合、全員を記載）

論文題目「.....」

発行年月、掲載誌名、巻、号、頁数

○年○月○日

氏名 : 印

記載上の注意

- 1) 「主論文」とは、学位申請論文に深く関わる申請者の論文（自著又は共著）のことをいい、「参考論文」とは、学位申請論文に関わる主要ではない申請者の論文（自著又は共著）のことをいう。
- 2) 主論文は、原則として学位申請論文の記載順に書くこと。
- 3) 枠を省略しないこと。

(記入例)
履 歴 書

フリガナ 氏 名		男 女	写真
生年月日	〇〇年〇月〇日 () 歳		
本 籍 地	都・道・府・県		
現 住 所	〒 Tel		
学 歴 年 月 〇〇大学〇〇学部卒業 年 月 〇〇大学大学院〇〇研究科博士前期課程〇〇専攻入学 年 月 同上修了 年 月 〇〇大学大学院〇〇研究科博士前期課程〇〇専攻入学又は進学 年 月 同上修了見込み又は単位取得の上退学 職 歴 年 月 〇〇会社就職 年 月 同上退職 上記のとおり相違ありません 平成〇〇年〇月〇日 氏名 印			

（記入例：論文博士）

学位予備審査申請書

○年○月○日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程の博士の学位授与に関する細則第19条の規定に基づき、予備審査に必要な書類を添えて、博士（学術）の学位の予備審査を申請いたします。

学位論文題目

南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究
（Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………）

又は

Studies on the Development Policy of ……………（英文題目）……………
（南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究）

申請者

印

推薦者

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科
博士後期課程教員

印

記載上の注意

1) 枠を省略しないこと。

（記入例：論文博士）

学 位 申 請 書

○年○月○日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

鹿児島大学学位規則第7条第3項の規定に基づき、学位論文の審査に必要な書類を添えて、博士（学術）の学位の審査を願い出ます。

学位論文題目

南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究
（Studies on the Development-Policy of ……………（英文題目）……………）

又は

Studies on the Development-Policy of ……………（英文題目）……………
（南西諸島の経済振興策……………（和文題目）……………についての研究）

申 請 者

印

推 薦 者

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科
博士後期課程教員

印

記載上の注意

1) 枠を省略しないこと。

10. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程の学位論文審査等に関する申し合わせ

平成17年4月1日
専攻会議制定

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士の学位授与に関する細則（以下「細則」という）に基づき、次のように申し合わせる。

1. 細則第3条に掲げる者で、予備審査における博士の学位申請を認められ、退学後3年以内に学位申請し、審査に合格した者は、本研究科の課程博士として扱う。
2. 課程博士の学位を受けようとする者（以下「申請者」という）は、審査付きの学会誌又はこれに準ずる学術雑誌に発表した原著論文を1篇以上有し、かつ、そのうち少なくとも1篇は、申請者が第一著者であるものとする。
3. 論文博士の学位を受けようとする者（以下「申請者」という）は、予備審査を申請する時点で、学位論文と関連する論文として、審査付きの学会誌又はこれに準ずる学術雑誌に発表した原著論文を3篇以上有し、かつ、そのうち少なくとも1篇は、申請者が第一著者であるものとする。

附 則

この申し合わせは、平成17年4月1日から実施する。

11. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士論文のインターネット公表に関する申合せ

平成26年1月15日
研究科委員会決定
平成25年10月1日適用
平成29年9月20日一部改正
令和元年6月17日一部改正
令和元年5月1日適用
令和3年2月17日一部改正
令和3年1月20日実施

第1条 この申合せは、平成25年4月1日付けで、学位規則（昭和28年文部省令第9号）が改正され、博士論文をインターネット公表することが条文中に規定されたことにより、必要な事項を定めるものである。

第2条 学位授与申請者は、博士論文のインターネット公表に関する書類等を次のとおり研究科長に提出するものとする。

①学位授与申請時に、学位論文審査申請書類と共に、別紙様式1「博士論文のインターネット公表について（申請）」を提出する。

②研究科教授会において、学位論文及び最終試験又は学力の確認の合格が決定したのち、1週間以内に、データ様式1（エクセルファイル）と論文要旨（PDFファイル、文字認識ができること）を提出する。なお、第3条(2)又は(3)に該当する場合には、学位授与申請者及び指導教員が権利の確認をしておくこと。

また、学術雑誌の掲載に関しては、当該出版社の投稿規定や著作権ポリシーを確認しておくこと。その際、不明な点については、附属図書館の学術情報部情報管理課学術コンテンツ係に照会すること。

第3条 やむを得ない事由により、博士論文全文に代えて、要約のインターネット公表を希望する場合には、学位判定委員会の議決を経て研究科長の承認を得るものとする。やむを得ない事由とは、次のようなものである。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットでの公表ができない内容を含む場合
 - (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、1年を超えてインターネットでの公表ができない内容を含む場合
 - (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による全文公表が学位を授与された者にとって明らかな不利益が1年を超えて生じる場合
- なお、要約によるインターネット公表が認められた場合でも、求めに応じて全文を閲覧に供するものとする。また、やむを得ない事由が無くなった場合には、大学等の協力を得てインターネットの利用により全文を公表するものとする。

第4条 研究科長は、学位論文の審査結果について学長に報告する際に、別紙様式2「博士論文のインターネット公表について（報告）」を添付するものとする

第5条 研究科長は、学長から学位授与の決定通知を受けたのち、データ様式1（エクセルファイル）及び論文要旨（PDFファイル）を附属図書館に送付するものとする。

第6条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位を授与された日から3か月以内に、次に掲げるデータ等を研究科長に提出するものとする。

①博士論文全文をインターネット公表する者は、データ様式2（エクセルファイル）及び博士論文（全文のPDFファイル、文字認識ができること）を提出する。

②要約による公表が承認された者は、データ様式2（エクセルファイル）、別紙様式3に従って作成した博士論文の要約（PDFファイル、文字認識ができること）及びデータ様式2（エクセルファイル）と博士論文（全文のPDFファイル、文字認識ができること）を収録したCD（2枚）を提出する。

第7条 研究科長は、前条に掲げるデータ等を附属図書館に送付し、鹿児島大学リポジトリにて1年以内に公表するものとする。

第8条 この申合せに定めるものの他、博士論文のインターネット公表に関し、必要な事項は研究科教授会で決定する。

(別紙様式1)

年 月 日

人文社会科学研究科長 殿

博士論文のインターネット公表について（申請）

年入学

人文社会科学研究科 地域政策科学専攻

氏 名

印

私は、博士論文のインターネット公表について、下記のとおり申請します。

記

(どちらかの□に✓を入れてください)

- ☐ 博士論文全文を、鹿児島大学リポジトリでインターネット公表します。
- ☐ 下記の事由により博士論文全文に代えて、その内容を要約したものを鹿児島大学リポジトリでインターネット公表します。

＜全文公開できない理由*＞（□に✓を入れてください）

- ☐ 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットでの公表ができない内容を含むため
 - ☐ 著作権保護、個人情報保護等の理由により、1年を超えてインターネットでの公表ができない内容を含むため
 - ☐ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請等の予定があり、インターネットでの全文公表によって、学位申請者にとって明らかな不利益が1年を超えて生じるため
- (*上記いずれの場合でも、下に具体的内容を書いてください)

上記について同意する。

主指導教員名

印

注1 本申請は、学位判定委員会の議決を経て人文社会科学研究科長が承認する。

注2 インターネット公表は、鹿児島大学リポジトリへの登録をもって、これを行う。

注3 正当な理由がない場合には、要約による公表をもって博士論文全文の公表に代えることは認められない。

注4 学術雑誌等に掲載された論文等の一部または全文を博士論文に引用する場合には、学位授与申請者及び指導教員が個々の著作権者と事前に権利の確認及び調整を行い、本様式提出の際には適切に著作権処理を完了しておくこと。その際、不明な点については、附属図書館の学術情報部情報管理課学術コンテンツ係に照会すること。

(別紙様式3)

博士論文要約 (Summary)

年入学

人文社会科学研究科 地域政策科学専攻

氏 名

印

タイトル	
「序論及び目的」	
「研究対象及び研究方法」	
「考察」	
「結論」	
上記の構成は一例であり、博士論文の構成スタイルに合わせて、必要に応じ、変更して記載すること。 *その他の例：第1章、第2章、第3章などの章ごとに短くまとめる。 序論、本論、結論などの段落ごとに短くまとめる。	

注1 博士論文要約はインターネット公表されるので、記載内容については十分注意すること。

注2 原則として、図表及び参考文献リストを含めて、日本語15,000字、又は英語6,000語程度で作成すること。

インターネット公表用データ作成要領

1. データ様式1と論文要旨の作成について（学位授与申請者全員）

学位授与申請者は、学位授与申請時に、学位論文審査申請書類と共に、別紙様式1を提出すること。また、研究科教授会において、学位論文及び最終試験又は学力の確認の合格が決定したのち、1週間以内に以下の（1）（2）を電子媒体にて大学院係へ提出すること。

（1）データ様式1（エクセルファイル）

ファイル名は、様式1_姓_名_学籍番号_西暦.xlsxとする*¹。

【例】様式1_人文_太郎_1111999999_2027.xlsx

*1 西暦は、学位取得の年度とする。また、論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載する。

	項 目	内 容（記入例・記入要領） （日本語は全角、英語と数字は半角で記入）
※	研究科名	人文社会科学研究科
※	学籍番号	1111999999（論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載）
※	氏名（日本語表記）	姓 名（日本語表記ができない場合は英語表記）
※	氏名フリガナ	セイ メイ（英語表記の場合は不要）
※	氏名（英語表記）	SEI, Mei（姓：大文字、名）
※	著者連絡先	090-1111-9999・・@・・kag.ac.jp（電話番号、メールアドレス）
※	学位論文題目	南西諸島の・・・（日本語または英語表記）
※	学位論文題目フリガナ	ナンセイショトウノ・・・（英語表記の場合は不要）
※	学位記番号	（記載不要）
※	学位名（学位の種類）	博士（学術） Doctor of Philosophy（漢字・英語両方必要）
※	学位申請日	令和・・年・・月・・日
※	学位授与日	（記載不要）
※	指導教員名	・・・教授（外国人の場合は英語表記）
※	指導教員連絡先	099-1111-9999・・@・・kag.ac.jp（電話番号、メールアドレス）

※印のついている項目は、インターネット公表する。他は、中央図書館からの連絡に用いる。

（2）論文要旨（PDFファイル）

論文要旨は研究科で指定された様式（別記様式第2号）に従って作成し、PDFデータで保存する*²。

ファイル名は、Abstract_姓_名_学籍番号_西暦.PDFとする*³。

【例】Abstract_人文_太郎_1111999999_2027.pdf

*2 PDFデータは、パソコン上でテキストデータとして取得可能な形式であること。

*3 西暦は、学位取得の年度とする。また、論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載する。

2. データ様式2と博士論文全文の作成について(博士論文全文を公表する者)

博士の学位を授与された者は、学位授与から3か月以内に、以下の(1)(2)を電子媒体にて大学院係へ提出すること。

(1) データ様式2 (エクセルファイル)

ファイル名は、様式2_姓_名_学籍番号_西暦.xlsxとする*¹。

【例】 様式2_人文_太郎_1111999999_2027.xlsx

* 1 西暦は、学位取得の年度とする。また、論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載する。

	項 目	内 容 (記入例・記入要領) (日本語は全角、英語と数字は半角で記入)
※	研究科名	人文社会科学部
※	学籍番号	1111999999 (論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載)
※	氏名 (日本語表記)	姓 名 (日本語表記ができない場合は英語表記)
※	氏名フリガナ	セイ メイ (英語表記の場合は不要)
※	氏名 (英語表記)	SEI, Mei (姓：大文字, 名)
※	著者連絡先	090-1111-9999-@-kag.ac.jp (電話番号、メールアドレス)
※	学位論文題目	南西諸島の・・・ (日本語または英語表記)
※	学位論文題目フリガナ	ナンセイショトウノ・・・ (英語表記の場合は不要)
※	学位記番号	人社研第・・・号 (または、人社論第・・・号)
※	学位名 (学位の種類)	博士 (学術) Doctor of Philosophy (漢字・英語両方必要)
※	学位申請日	令和・・・年・・・月・・・日
※	学位授与日	令和・・・年・・・月・・・日
※	指導教員名	・・・教授 (外国人の場合は英語表記)
※	指導教員連絡先	099-1111-9999-@-kag.ac.jp (電話番号、メールアドレス)
※	博士論文 (全文) を公表できない理由	(該当する場合のみ詳細に記入)
※	公表できない理由が雑誌投稿論文等である場合、その情報	(該当する場合のみ、ジャーナル名、巻号等まで詳細に記入) ・・・研究報告特集号、第・・・号
	公表できない期限	(該当する場合のみ記入) 令和・・・年・・・月・・・日まで、全文公表はできない。(この翌日以降は公表可)

※印のついている項目は、インターネット公表する。他は、中央図書館からの連絡に用いる。

(2) 博士論文全文 (PDFファイル)

博士論文は研究科で指定された様式に従って作成し、PDFデータで保存する*²。

ファイル名は、Diss_姓_名_学位記略_西暦.pdfとする*³。

【例】 Diss_人文_太郎_ZSK001_2027.pdf

* 2 PDFデータは、パソコン上でテキストデータとして取得可能な形式であること。

* 3 学位記略：人社研 (課程博士) = ZSK999、人社論 (論文博士) = ZSR999

西暦は、学位取得の年度とする。

3. データ様式2と博士論文要約の作成について(博士論文全文に代えて要約を公表する者)

要約による公表が承認された者は、学位授与から3か月以内に、以下の(1)(2)を電子媒体にて大学院係へ提出すること。

(1) データ様式2 (エクセルファイル)

ファイル名は、様式2_姓_名_学籍番号_西暦.xlsxとする*¹。

【例】 様式2_人文_太郎_1111999999_2027.xlsx

*1 西暦は、学位取得の年度とする。また、論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載する。

	項 目	内 容 (記入例・記入要領) (日本語は全角、英語と数字は半角で記入)
※	研究科名	人文社会科学研究科
※	学籍番号	1111999999 (論文博士は学籍番号の代わりに“TO”と記載)
※	氏名 (日本語表記)	姓 名 (日本語表記ができない場合は英語表記)
※	氏名フリガナ	セイ メイ (英語表記の場合は不要)
※	氏名 (英語表記)	SEI, Mei (姓：大文字, 名)
※	著者連絡先	090-1111-9999・・@・・kag.ac.jp (電話番号、メールアドレス)
※	学位論文題目	南西諸島の・・・ (日本語または英語表記)
※	学位論文題目フリガナ	ナンセイショトウノ・・・ (英語表記の場合は不要)
※	学位記番号	人社研第・・・号 (または、人社論第・・・号)
※	学位名 (学位の種類)	博士 (学術) Doctor of Philosophy (漢字・英語両方必要)
※	学位申請日	令和・・・年・・・月・・・日
※	学位授与日	令和・・・年・・・月・・・日
※	指導教員名	・・・教授 (外国人の場合は英語表記)
※	指導教員連絡先	099-1111-9999・・@・・kag.ac.jp (電話番号、メールアドレス)
※	博士論文 (全文) を公表できない理由	(詳細に記入)
※	公表できない理由が雑誌投稿論文等である場合、その情報	(該当する場合のみ、ジャーナル名、巻号等まで詳細に記入) ・・・研究報告特集号、第・・・号
	公表できない期限	(該当する場合のみ記入) 令和・・・年・・・月・・・日まで、全文公表はできない。(この翌日以降は公表可)

※印のついている項目は、インターネット公表する。他は、中央図書館からの連絡に用いる。

(2) 博士論文の要約 (PDFファイル)

要約は、研究科で指定された様式 (別紙様式3) に従って作成し、PDFデータで保存する*²。

ファイル名は、Digest_姓_名_学位記略_西暦.pdfとする*³。

【例】 Digest_人文_太郎_ZSK001_2027.pdf

*2 PDFデータは、パソコン上でテキストデータとして取得可能であること。

*3 学位記略：人社研 (課程博士) = ZSK999、人社論 (論文博士) = ZSR999

西暦は、学位取得の年度とする。

4. CD等（データ様式2と博士論文全文）の作成について（博士論文全文に代えて要約を公表する者）

要約による公表が承認された者は、3. の（1）（2）と共に、2. の（1）（2）の手順で作成したデータ様式2及び博士論文全文を収録したCDもしくはDVD-R（必ずDVD-Rを使用し、DVD+RやDVD-RAMは使用しないこと）2枚を大学院係へ提出すること。

【CD等の作成方法】

2. の（1）（2）のファイルを収録する。

右に示した情報を、ディスクに直接印字するか、ラベルを作成して貼付する。

ラベルの文字は、14ポイントで表示する。

（入りきらない場合は、縮小可）

＊1 論文博士は学籍番号の代わりに「論文博士」と記載する。



12. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科研究生に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔人研細則第1号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学研究生規則（平成16年規則第113号）第11条の規定に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 本研究科の研究生として受け入れることのできる者は、博士前期課程においては、大学院修士課程若しくは博士前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。博士後期課程においては、博士の学位を有する者及び博士後期課程に3年以上在学し修了に必要な単位を修得し博士の学位を未修得の者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(手続)

第3条 本研究科に研究生として志願する者は、所定の願書、研究計画書、履歴書、最終学校の学業成績証明書、修了（見込）証明書及び勤務先の長の研究許可証明書を本研究科の指定する期日までに提出しなければならない。

2 外国人の場合は、前項に規定する書類のほか、旅券の写し又は市区町村長の発行する「住民票の写し」（在留資格が記載されたもの）及び日本在住者の身元保証書を提出しなければならない。

(受入れの許可)

第4条 前条の志願者については、指導教員の意見に基づき、本研究科の議を経て、研究科長が許可する。

(受入れの時期)

第5条 研究生の受入れの時期は、学年又は学期の初めとする。

(研究期間)

第6条 研究期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、研究科長の許可を得て、この期間を延長することができる。

(研究従事)

第7条 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導のもとに研究に従事するものとする。

2 研究生は、単位を修得することはできない。

(研究の修了)

第8条 研究生がその研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の研究修了者に対し、研究科教授会の議を経て、研究修了証明書を交付する。

(授業料等)

第9条 検定料、登録料及び授業料の額並びに徴収方法については、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第118号）の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年2月17日から施行し、令和3年1月20日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

13. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科科目等履修生に関する細則

平成16年4月1日
人研細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学科目等履修生規則（平成16年規則第112号）第11条の規定に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 本研究科博士前期課程に科目等履修生として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - (3) 外国における学校教育16年の課程を修了した者
 - (4) 昭和28年文部省令告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本研究科博士後期課程に科目等履修生として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科が当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (5) その他本研究科において、修士課程若しくは博士前期課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

(手続)

第3条 本研究科の科目等履修を志願する者は、所定の願書、研究計画書、履歴書、最終学校の学業成績証明書、卒業又は修了（見込）証明書及び勤務先の長の科目等履修許可証明書を本研究科の指定する期日までに提出しなければならない。

2 外国人の場合は、前項に掲げる書類のほか、旅券の写し又は市区町村長の発行する「住民票の写し」（在留資格が記載されたもの）及び日本在住者の身元保証書を提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 科目等履修生の選考は担当教員の意見に基づき、本研究科教授会がこれを行う。

(単位認定)

第5条 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。

(許可)

第6条 科目等履修は、学期又は学年ごとに許可するものとする。

(授業料等)

第7条 検定料、登録料及び授業料の額並びに徴収方法については、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第118号）の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月26日から施行す

る。附 則

この細則は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年2月17日から施行、令和3年1月20日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

14. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長期履修学生制度に関する申合せ

〔平成17年9月21日〕
〔研究科委員会決定〕

平成17年11月16日一部改正
平成22年9月15日一部改正
平成25年9月18日一部改正
平成29年1月18日一部改正
平成28年3月1日適用
平成30年4月1日一部改正
令和2年11月18日一部正
令和3年2月17日一部改正
令和3年1月20日実施

「鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項」（平成16年12月21日学長裁定）に基づき、長期履修学生制度の運用に関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第1 長期履修学生として申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している等の事情により、学習時間に制約があり、かつ修得できる単位数に制約があると認められる者
- (2) 在学中に発生した事情により、勉学意欲がありながら、予定していた学習が困難となり、標準修業年限での修了が困難と認められる者（留年等の救済措置は認められない。）
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者で、その障害により長期にわたり修学に重大な影響があると認められる者
- (4) 出産、育児又は親族の介護等により、修学に重大な影響があると認められる者

（申請手続）

第2 長期履修を申請しようとする者は、「長期履修学生申請書（様式第1号）」、「長期履修学生を希望する理由書（様式第2号）」、「履修計画及び研究計画書（様式第3号）」、その他の必要な書類を研究科長に提出するものとする。

2 履修計画の作成にあたっては、修得すべき必修科目とその単位数、受講年次・受講期等につき、事前に指導教員（新入生にあつては、指導教員予定者）の指導を受けるものとする。

3 「長期履修学生申請書」等の提出にあたっては、事前に指導教員（新入生にあつては、指導教員予定者）及び専攻長の承認を得るものとする。

（申請期間）

第3 新入生は入学手続時に、在學生は学年開始前の所定の期間内に申請を行うものとする。ただし、10月入学生については、入学後に学年開始前の所定の期間内に申請を行うものとする。

（認定）

第4 研究科教授会で審議し、承認された者について学長に認定の申請を行う。

（長期履修期間）

第5 長期履修学生として、標準修業年限（2年または3年）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、標準修業年限の2倍の期間を超えることができない。

（履修期間の変更）

第6 認定された長期履修期間の短縮または延長を希望する者は、「長期履修学生変更申請書（様式第4号）」、「履修計画及び研究計画書（様式第3号）」、その他の必要な書類を研究科長に提出するものとする。

2 前項の申請手続、申請期間及び認定は、それぞれ第2、第3及び第4の規定を準用する。ただし長期履修期間の短縮を申請する年度をもって最終学年とする学生に限っては、その短縮の申請は、第3の規定にかかわらず、当該年度の所定の期間内に行うものとする。

15. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

〔平成22年3月17日、
人研規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年1月7日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織は、研究科教務委員会とする。

2 研究科教務委員が当事者である場合は、その研究科教務委員が所属する専攻の長が、問題解決の間、代理委員を立てる。

(開示請求)

第3条 本研究科の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価及び修了判定並びに当該学生が受けた試験の問題、答案及び解答例（文章記述式解答を除く。）とする。

3 開示請求は、成績発表後又は修了判定の結果発表後、原則として、7日以内に、受け付けるものとする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第1号）を研究科長に提出しなければならない

5 研究科長は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書（別記様式第2号）により、回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、研究科長は、その状況を、教育・学生担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本研究科の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、開示請求に対する回答後又は成績発表後、原則として、7日以内に、受け付けるものとする。ただし、修了判定に係るものについての受付期間は、修了判定の結果発表日から起算して、原則として、7日以内とする。

3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。

4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7日以内とする。

- 5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を研究科長に提出しなければならない。
- 6 研究科教務委員会は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立てに対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。
- 7 研究科長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内に解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育・学生担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

（調査及び調査結果報告等）

第5条 研究科教務委員会は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査等は、その開始日から、原則として1月以内に終了するものとし、調査終了後、研究科長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。
- 3 研究科教務委員会は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。
- 4 研究科長は、第3条第5項並びに第4条第6項及び第7項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第3条第5項及び第4条第6項については、教育・学生担当理事及び学生部長に、第4条第7項については、学長等に報告するものとする。
- 5 研究科長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月17日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

年 月 日

成績等開示請求書

人文社会科学研究科長 殿

専攻名：

学籍番号：

氏名：（自署）

印

連絡先住所：

電話番号：

メールアドレス：

私は「鹿児島大学大学院人文社会科学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」第3条に基づき、下記の通り成績等の開示を請求します。

・開示を求める授業科目等と開示請求項目

（該当するものの□欄にレを記入のこと。なお開示を求める科目が複数にわたる場合は、請求書を新たに作成のこと。）

授業科目名（ ） 授業担当教員名（ ）

年度（ 年） 期別（前期・後期）

☐試験問題（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付）

☐答案（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付）

☐解答例（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付）

☐成績評価（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付）

☐修了判定結果（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付）

☐その他（ ）

・開示を請求する理由・利用目的（具体的に）

年 月 日

開示請求に対する回答書

殿

人文社会科学研究科長

年 月 日付けの貴殿の成績等開示請求について、下記のとおり
決定しましたので、回答します。

1. 開示する成績等の情報

2. 不開示とした項目とその理由

3. 開示の実施方法・期間等

実施方法： ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付

期間： 年 月 日から 年 月 日まで

（土・日曜、祝日を除く。）

場所：

年 月 日

異議申立書・再異議申立書

人文社会科学研究科長 殿

専攻名：

学籍番号：

氏名：（自署）

印

連絡先住所：

電話番号：

メールアドレス

私は、私の成績等に関して、以下のように〔1. 異議申立て・2. 再異議申立て〕（どちらかに○）を行います。

（事前に成績等の開示請求を行った場合の人文社会科学研究科からの回答書の日付： 年 月 日）

申立の内容及び理由

別記様式第4号（第4条関係）

年 月 日

異議申立てに対する回答書

殿

人文社会科学研究科長

年 月 日付けの貴殿の（異議申立て・再異議申立て）について、下記のとおり決定しましたので、回答します。

回答

16. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科における国際学術交流協定校への留学期間中に修得した授業科目の単位の認定に関する申合せ

〔 令和 2 年 1 月 15 日 〕
〔 研究科委員会決定 〕

（目的）

第 1 この申合せは、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の学生が鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号）第34条の規定に基づき、国際学術交流協定校への留学期間中に修得した大学院の授業科目の単位について、本研究科規則第 9 条の規定により、本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなす単位の認定に関し必要な事項を定める。

（認定する単位）

第 2 本研究科規則第 9 条に定める10単位については、本研究科の開設科目に読み替えられる授業科目のほか、特に必要と認められる場合は、留学先での授業科目名で単位認定を行うことができる。

（申請）

第 3 単位の認定を希望する学生は、帰国後速やかに所定の願書を研究科長に提出しなければならない。

（単位の認定）

第 4 単位の認定は、研究科教務委員会の審議を経て、研究科委員会が行う。なお、読み替えを希望する授業科目については当該科目の担当教員が審査を行う。

（認定の通知）

第 5 認定の通知は、研究科長から申請者に通知する。

附 則

この申合せは、令和 2 年 1 月 15 日から実施する。

17. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科遠隔授業制度に関する申合せ

〔令和5年4月19日〕
研究科教授会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項及び平成13年文部科学省告示第51号に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）において、学生が授業を遠隔形式で継続的に受講するために必要な事項を定める。

(対象者)

第2 この申合せに定める遠隔授業の対象者は、本研究科の学生で、定期的に通学するのが困難な理由がある者とする。

(手続き)

第3 学生は、所定の手続きを経て本研究科の授業を継続的に遠隔形式で受講することができる。

2 遠隔受講を希望する学生は、各学期のはじめに、シラバスに「遠隔による受講が可能である」あるいは「受講形態について履修登録者と協議の上で、第1回授業時までには遠隔による受講が可能であるかを決定する」と記載された科目から遠隔受講科目を選択し、遠隔受講申請書（様式第1号）を所定の期日までに研究科長に提出するものとする。

(受講期間)

第4 遠隔授業の受講期間は、1学期単位とする。

(通信環境)

第5 遠隔授業を受講する学生は、担当教員と相談し受講の際の通信環境を整えるものとする。

(受講許可)

第6 学生からの遠隔受講申請については、研究科教務・入試委員会、専攻会議及び研究科教授会で審議し、研究科長が申請者に受講の許可を通知する。

(対面授業の履修)

第7 遠隔授業制度を利用する学生には、遠隔受講で修得できる単位数の上限はないが、対面による授業を授業科目に関係なく最低4単位修得するものとする（経済社会システム専攻にあっては8単位修得）。対面による授業を履修した場合、対面受講証明書（様式第2号）を当該学期の終了までに、あるいは、1学期間以上にわたり遠隔受講を続ける者は、その最終学期末までに研究科長に提出するものとする。